



日 本 大 学 教 職 員 組 合 文 理 学 部 支 部 報

さくら 104 号

特集 新任教職員のみなさんへ

発行: 日本大学教職員組合文理学部支部

2023 年 3 月 28 日発行

今号のトピック

- 新入教職員の方々へのメッセージ（支部長より）
- 教職員組合の加入方法
- 組合員からのひとこと
- 教職員組合の加入申込書と控除依頼届

新入教職員の方々へのメッセージ

支部長 石岡 丈昇（社会学科）

新入教職員のみなさま、よろしくお願ひいたします。現在、文理支部の支部長を担当している石岡と申します。

私は、まだ、文理学部で働きはじめて4年しか経っていない新参者ですが、着任前にはアメフト問題が大きく報道され、着任してからは理事長の逮捕をはじめとする一連の事件が明るみになりました。特に後者においては、合同教授会などでもいろいろなことが報告され、様々なやりとりもおこなわれました。そうした渦中の時期に、教職員の立場から真っ先に、学内的にも対外的にもメッセージを発してきたのが教職員組合でした。

一連の事件による文科省からの補助金カットをめぐる対応についても、学生の授業料を上げないことについては対外的に報道されていました。ですが、教職員の待遇については不透明なままでした。そうした中、組合はいち早く、トップの悪事が、末端の教職員の給与をはじめとした待遇に影響を与えるものでないことを大学側に確認すべく動きました。そして日大の体制の変革を訴えました。私は当時ヒラの組合員でしたが、他の組合員のみなさんが、現場で働く教職員の立場から、教育や研究や管理運営業務でご多忙であるにもかかわらず、昼夜を問わずそうして動いてくださっていることに感謝すると同時に心強く思ったものでした。

また、私は、組合に属することを通じて、自らの所属学科以外の他学科の教職員の方々を知り合うことができました。文理学部は大きな組織なので、なかなかヨコのつながりが生まれにくい

ように思います。組合活動は、自然にヨコのつながりを生み出し、いろいろな情報などを知ること
もできます。

ぜひ、文理支部が定期的に発行しているこの『さくら』を手にとっていただければ幸いです。
そして、組合へのご加入を何卒よろしく願いいたします。

教職員組合の加入方法

加入方法

今号の巻末に刷り込まれている加入申込書と控除依頼届に記入捺印の上、まず PDF か写真（鮮
明に！）を添付ファイルで石岡丈昇（ishioka.tomonori@nihon-u.ac.jp）までお送りいただき、紙
のものも学内便で石岡までお送りいただくか、お近くの支部役員にお渡しください。なお、年俸制
の方は控除依頼届は別書式ですので石岡までご請求ください。特任教授の方は控除依頼届は不要で
す。

組合費について

日本大学教職員組合は、組合員の皆さんからいただく組合費によって運営されています。専任教
職員の場合は基本給（本給＋加給）月額（一時金除く）の1%、任期制教職員の場合は月額相当額
の0.6%で、給与からの控除（チェックオフ）となります。専任教員を定年となった後の特任教員
の方も引き続きご加入いただけます。

組合費は組合の口座に集められ、適宜支部に配分されます。組合としては、弁護士顧問料、HP 維
持費、対面会議参加者の交通費、配布物などの印刷費、専従職員（2023年3月現在資金不足でアル
バイト対応）の給与などに、支部では配布物などの印刷費、支部総会後の懇親会費などに使うほか、
組合全体でも支部でも、いざという時（不当解雇などの裁判、万一の際のストライキなど）の費用
として貯蓄されています。

主な活動

組合全体としては、執行委員会が大学本部と給与（ボーナス、ベースアップ）や労働条件につい
て適宜団体交渉を行っています。支部でも、年1回程度、学部固有の労働環境や労働条件について、
支部役員と学部執行部と交渉（支部交渉、先方は話し合いと呼称）しています。組合全体でも支部
でも年1回総会を実施して予算や活動方針を決めています。

支部では、個々の組合員の労働条件や待遇に関するお悩みの相談にも応じています。

組合員からのひとこと

初見 基（ドイツ文学科）

—今後の課題—

「盤石」の構えを呈していた田中英壽理事長体制が脆くも崩れて一年あまり、この間日本大学はどのように改善されたのでしょうか。いくつか目に見える変化は挙げられるでしょう。とはいえ大学が根底的に変わったとはまだとても言えないのが現状です。

この 30 年ほどのあいだに日本の大学制度そのものが「経営」中心へと急速に傾いており、理事会権限ばかりが強まり現場の教職員の感覚がなかなか反映されにくい歪なものとなっています。それにもまして日本大学ではこれまで理事長とそこに連なる一部の人士によって教育・研究へのまともな理念を欠いた恣意的で独断専行の運営がなされてきました。日大事業部を隠れ蓑とした背任行為といった目に余る犯罪案件は司直によってようやく暴かれつつあるとはいえ、こうした犯罪者たちを担ぎ上げてきたかねてよりの「体質」「土壌」は残念ながら一朝一夕に改まるものではないようです。

田中理事長体制を公然と批判してきた教職員組合の存在意義がこの経過のなかでより鮮明となったのはたしかです。とはいえ結局のところ自分たちの手で大学を内側から変えられなかった非力さについてはやはりしっかりと見据えておかななくてはなりません。その点も踏まえてここでは、教職員組合が今後も継続して大学内の「批判勢力」として規範的な姿勢を維持するうえで、いまだ懸案にとどまっている 2 点のみを指摘しておきます。

ひとつは、職員と教員のあいだといった職種の違いだけでなく、それぞれにあっても雇用形態がさまざまに分化しており、有期雇用と無期雇用、年俸制適用者と基本給適用者、非常勤、派遣、臨時採用等々、それらに対してこれまで教職員組合がひとしなみに適切な対応をできているわけはありませんでした。こうした「分断」の溝を埋めるべき積極的な方策を明確に打ち出すことが教職員組合にはますます求められるでしょう。

もうひとつは、田中理事長体制のもとでは教育・研究への無関心からかほとんど手がつけられてこなかった「大学改革」の荒波が今後日本大学をも揺るがすような事態が訪れた際の組合のあり方に関してになります。経験的に述べるなら、大規模な大学改編・改組のような局面では教員間の「利害」も一致せず、「雇用の確保」といった最低限の要求以上に教職員組合が理念的な面で意見をまとめるのはほぼ無理です。ただ「上意下達」を良しとせずこれまで健全な「議論文化」を形成してきた教職員組合ならばこそ、そうした大渦巻きに引き込まれながらも、個別の利害を超えた大局的な判断を志向する「議論の場」をつくりあげてゆくことくらいは可能だろうと期待します。

「正義」を言い立てることが嘲弄の対象となる現今の日本の政治文化のもとにあって、それでも正義を求めるといふならば、敢えて「愚者」でありつづけるしかない、そう申し添えておきます。

藁谷 哲也（地理学科）

—入り口と出口—

これまで長く組合員でしたが、積極的に活動に関わってきた訳ではありません。組織に所属し、

仲間と一緒に行動することが不得手なんだと思います。もしかすると、同じように考える大学教員は多いかもしれません。しかし組合員になって、一人では解決できない多くの問題があることを認識しました。その一つは、大学に就職する際の入り口と出口の問題です。

入り口の問題とは、給与と前歴換算です。大学に就職する際、事前にいくら給料がもらえるのか知りませんでした。給料を知らないのに就職を決めるとするのは、他の職業では聞いたことはありません。だいぶ前から、支部交渉で取り上げられていますが、給与額決定の根拠となる「経歴年数換算表取扱基準」とその解釈や適用事例が開示されていません。新規採用者の給料はいくらか、また前歴をどう評価しているかが不明になっています。問題は就職時だけにとどまりません。いったん給与が決まると退職まで改正されないため、前歴換算は生涯賃金に関わる大きな問題と言えるでしょう。

出口の問題とは、定年制度です。2011年2月4日の理事会で、教職員がともに70歳まで働ける職場の構築について検討を進めることが承認され、大学教員の65歳定年制の厳守及び再雇用制度が4月から導入されることになりました。同年2月14日と3月7日に大学本部で行われた説明会で、これは学部間で異なる定年年齢を統一する制度で、代償措置として4月から再雇用制度を導入するとされました。ここで導入された再雇用制度は、2018年度からの再雇用教員の年俸を引き下げた上、2020年度末で運用停止が決定され、特任教授の制度が始まりました。しかし、現行の特任教授制度は人数にキャップがはめられているだけでなく、その人件費を教員人件費（非常勤講師を除く）の6%以内にするという制限（『さくら』102号、2022年10月14日発行）がかけられています。このため法学部では、教員人件費を6%以内に収めるために給与水準を下げたとのことでした。

これらの問題は、就職年齢が一般企業に勤めるよりも遅れる大学教員にとって重要です。また、このような措置が労働者の意見を聞くまでもなく、大学のトップだけで決まってきたというのも残念なことです。経営状況に合わせて、その都度トップだけで問題の解決をはかるという手法は、持続的な大学運営には馴染まないものと思います。これら問題も、組織率50%以上の過半数組合であれば団体交渉になったでしょうが、現在の組織率（数%程度）では難しい課題です。一人で行動することを好むとしても、一人では解決できない重要問題があることを認識させられます。いつか、誰かが問題を解決してくれる、ということはないでしょう。組合に参加して組織率を高めることは、より良い大学、誇れる学部になることへの第一歩に繋がると改めて考えています。

武井 紀子（史学科）

史学科の武井紀子です。専門は日本古代史です。私は2021年の文理学部着任と同時に、組合に加入しました。

私にとっては、これが初めての教職員組合加入です。前任校にも組合組織はあったのですが、加入していませんでした。といっても明確な意思があったわけではなく、加入の機会を逸したままズルズルと過ごしてしまったというのが実情です。きっと、私と同じような方も多いのではないかと思います。

文理学部で組合に入ろうと思ったのは、大学や学部のことをしっかり知っておきたいと思ったからです。コロナ禍での着任となり、新しい環境に不安もありましたが、組合に加入したことで、これまで教職員の立場や権利を守る活動が行われてきたことを知り、大変心強く思いました。また、教職員アンケートや毎号の『さくら』の充実ぶりにも驚いています。組合の活動

がこんなに多岐にわたるということも、入ってみて初めて知ったことでした。自分の置かれた労働環境や研究・教育環境に対して当事者意識を持つことがいかに大切かを痛感するとともに、運営に尽力くださっている先生方には本当に頭の下がる思いです。

組合の良いところは、情報や問題を共有し、一人では解決できないことを皆で考えるところだと思っています。困った時に相談できる場がある、些細な意見でも掬い上げて大学・学部へ届けてくれる体制があるというのは、安心感が違います。頼ることばかりで恐縮ですが、皆様との交流を楽しみにしながら、組合に関わっていければと思っています。

牧野 理英（英文学科）

2020年に日本大学商学部から文理学部英文学科へ移動しました牧野理英と申します。商学部でも労働組合に所属しており、ずいぶん助けていただいたことがございます。今回はその時のことを少々お話し、組合に対する私の考えを僭越ながら述べさせていただきたいと思うのです。

2007年に商学部にて専任講師として就任した私は、自身の博士論文のテーマのこともあり、迷うことなく労働組合に入会いたしました。当時組合には私の同僚だったジェンダー研究、英語教育専門の吉原令子先生がいらっしゃる、何かあった時にはどんなこともお話できるような環境だったのを覚えています。専任職についた時から私の労働環境は極めて健全なものだったといえましょう。しかしその後、吉原先生が在外研究でいらっしゃらず、私が准教授になったとたん学務委員をやらされて、異常なまでの労働力を要される小委員会に所属させられ、執行部からパワハラをうけました。しかしここでも、帰国後、組合代表の吉原先生がはっきりとその事実を当時の学部長に報告し、その実態を証明していただきました。組合に入っていて救われた瞬間でした。

現在国際交流委員会の委員長に就任しておりますが、上記のような経験から、言葉遣いや態度には細心の注意を払っております。また委員の先生にお願いする際も、どのようにお考えなのかお聞きしたのち、実際にその方がその仕事をやることに賛同されているのか、あるいはそうでないのかを見極め、何がお互いにとって理想的な状況なのかを検討できる環境を作っていきたいと思うのです。悲しいことですが現実的にハラスメントそのものは決して無くならないでしょう。しかしお互いに自身の行動や言動を後から反省し、再検討する機会はいくらでもあります。そうした気恥ずかしく、ぶざまにさえ見える対話の中で作り上げていく人間関係こそが、理想的労働環境のベースになると私は思っております。

皆様との「ぶざまな」しかし率直なる対話をこれからも求め続けていきたいと思っております。

◆組合に参加しませんか？

——研究できる環境づくり・充実した教育環境づくりのために——

日大再生を形骸化させないため、また研究・教育・労働環境の維持・改善のためにも、労働組合が必要です。ぜひご加入ください。

《資料請求・ご相談》

石岡 丈昇（社会学科）、古川隆久（史学科）、中村 英代（社会学科）、神谷まり子（中国語中国文学科）、大川 謙作（中国語中国文学科）、高 榮蘭（国文学科）、久保田裕之（社会学科）、三澤真美恵（中国語中国文学科）、後藤範章（社会学科）、十代健（物理学科）、土屋好古（史学科）

関心のある方は、上記の支部役員またはお近くの組合員まで、お気軽にお声掛け下さい。

日本大学教職員組合文理学部支部報

さくら 第104号

発行：2023年3月28日

*本紙は、支部組合員のみなさまから拠出された組合費によって刊行されています。

(基本給適用)

令和 年 月 日

殿

所 属
資 格
氏 名
印

組 合 費 の 賃 金 控 除 依 頼 届

私は、日本大学教職員組合費の賃金控除の取扱いについて、下記のとおり依頼致します。

記

- 1 開始希望時期
令和 年 月分給与支払以降
- 2 毎月の給与から控除する組合費の金額
基本給の100分の1 (100円未満切り捨て)

以上